

労働法の基礎講座

第4回



【就業規則等の周知】 就業規則等の周知義務

就業規則や労働者代表との協定書などは、労働者に周知しなければなりません。

周知の方法

以下の方法・場所で閲覧できることを**労働者に確実につたえる**。

- ・ 作業場内の見やすい場所へ掲示又は備え付けておく
- ・ 書面等で労働者に交付する
- ・ PCなどで自由に閲覧できるようにしておく など



労働者への周知義務のあるもの

就業規則	36協定	変形労働時間制の労使協定
賃金控除の労使協定	時間単位年休の労使協定	貯蓄金管理の労使協定
事業場外労働の労使協定	裁量労働制の労使協定	・ ・ など

■ 就業規則とは何か？

会社の労働条件や決まりごとを細かく定めた**ルールブック**です。会社は定めた内容に拘束されることとなります。



10人以上で
作成義務

常時10人以上の労働者を使用する事業場では就業規則を必ず作成し、労働基準監督署に届け出なければなりません

法律等の
遵守

就業規則の内容は、法令や労働協約（会社と労働組合との書面協定）に反することはできません

労働者からの
意見聴取

就業規則を作成・変更する場合には労働者側の意見を聞かなければなりません

労働者への
周知

作成した就業規則は、各労働者に配布したり、各職場に掲示したりして、労働者に周知させなければなりません